

遺伝子組換え食品の表示義務

- 遺伝子組換え食品は、厳正な科学的評価により安全性について問題がないとされたものののみ、食品衛生法の規定に基づき、食品としての流通が認められている。遺伝子組換え食品の表示については、食品表示法により、「遺伝子組換え」又は「遺伝子組換え不分別」との表示の義務付けや、「遺伝子組換えでない」との任意表示を規定。
- 諸外国においては、①米国では、遺伝子組換え食品表示情報開示法(平成28年7月に成立)により、遺伝子組換え食品に対し、情報開示が義務付けられることとなった。(ただし、情報開示の対象や表示方法については、成立から2年以内に制定する基準で規定。), ②EUでは、トレーサビリティ制度を導入するとともに、遺伝子組換え農産物に由来する全ての食品に表示を義務付けているなど、様々な対応が見られる。
- 消費者庁では、平成23年9月に遺伝子組換えパパイヤを表示義務対象品目に追加し、同年12月から完全施行。

我が国の表示制度

★義務表示対象農産物と加工食品

農産物 (8作物)	加工食品 (33食品群)
大豆	1.豆腐・油揚げ類 2.凍豆腐、おから及びゆば 3.納豆 4.豆乳類 5.みそ 6.大豆煮豆 7.大豆缶詰及び大豆瓶詰 8.きなこ 9.大豆いり豆 10.1~9.を主な原材料とするもの 11.調理用の大豆を主な原材料とするもの 12.大豆粉を主な原材料とするもの 13.大豆たんぱくを主な原材料とするもの 14.枝豆を主な原材料とするもの 15.大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	16.コーンスナック菓子 17.コーンスターク 18.ポップコーン 19.冷凍とうもろこし 20.とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 21.コーンフラワーを主な原材料とするもの 22.コーングリッソを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く) 23.調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの 24.16~20.を主な原材料とするもの
ばれいしょ	25.ポテトスナック菓子 26.乾燥ばれいしょ 27.冷凍ばれいしょ 28.ばれいしょでん粉 29.調理用のばれいしょを主な原材料とするもの 30.25~28.を主な原材料とするもの
アルファルファ	31.アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	32.調理用のてん菜を主な原材料とするもの
なたね	—
綿実	—
パパイヤ	33.パパイヤを主な原材料とするもの

★遺伝子組換え食品の表示方法

- (※) 分別生産流通管理が必要
- ① 遺伝子組換え農産物を区別して使っている場合 (※)
 - 義務 → 「大豆(遺伝子組換え)」など
 - ② 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を区別しない(不分別)で使っている場合
 - 義務 → 「大豆(遺伝子組換え不分別)」など
 - ③ 遺伝子組換えでない農産物を区別して使っている場合 (※)
 - 任意 → 「大豆(遺伝子組換えでない)」「大豆(遺伝子組換えでないものを分別)」など
 - 任意 → 「大豆(遺伝子組換えでない)」など
 - 加工後に組み換えられたDNA等が検出できない加工食品(大豆油、コーン油、しょうゆ、異性化液糖等) (※)
 - 義務 → 「大豆(高オレイン酸遺伝子組換え)」「とうもろこし(高リシン遺伝子組換え)」など

★分別生産流通管理(IPハンドリング)

生産、流通、加工の各段階で遺伝子組換えでない農産物を、遺伝子組換え農作物との混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等で証明されていること。

※ 分別生産流通管理が適切に行われている場合には、5%以下の意図せざる混入を認めている。



EUの食品・飼料規則(No.1829/2003)及び遺伝子組換え表示・トレーサビリティ規則(No.1830/2003) (抜粋)

【トレーサビリティ】

- ・販売者が購入者にGMO(遺伝子組換え農作物)を含む旨を書面で伝えることが求められる。
- ・事業者は、GMOを含む旨を含め、GMO関連製品の取扱いに関する記録を5年間保持することが求められている。

【表示】

- ・GMOを含む产品及びGMOを用いて製造された产品には、GMO表示が必要。
- ・GMOの割合が0.9%以下で、混入が意図せざるものかつ技術的に避けられない食品については、GMO表示は不要。

各国の遺伝子組換え食品の表示制度

	義務表示			意図せざる混入率
	組成、栄養価等が従来のものと著しく異なるものを原料とした加工食品(※)	DNA・タンパク質が残存するもの	DNA・タンパク質が残存しないもの	
日本	○	○	—	5%
韓国	○	○	—	3%
オーストラリア・ニュージーランド	○	○	—	1%
EU	○	○	○	0.9%

※米国については、遺伝子組換え食品表示情報開示法の成立(平成28年7月)から2年以内に、同法に基づく基準が制定されるため、現時点では義務表示の対象範囲等は不明。
(注) 各国のウェブサイト等を基に消費者庁が作成。